

修学資金貸与制度について

社会福祉法人斜里福祉会では、当施設の介護職員及び地域福祉人材の育成を図るために、介護福祉士の資格を取得しようとする方が短大・専門学校に入学するときに修学資金を貸与する制度です。

卒業して、当法人の施設に3年以上勤務したときは、貸与を受けた修学資金の返済が免除されます。

【制度概要】

受付期間	随時受け付けています。
貸与額	年間 1,000,000円（2年間で2,000,000円） 貸与額を2回（5月、10月）で貸与します。（無利子貸与）
貸与期間	短大、専門学校修学（入学～卒業）期間の2年間 ※入学前年度の「 <u>入学金</u> 」も対応可能（要相談）
対象費用	学費及びその他の経費
貸与条件	心身が健全で成績が優秀な方で 1) 卒業後、当施設で介護福祉士として勤務可能な方 2) 卒業後、介護福祉士として地域福祉に貢献できる方
返還免除	卒業後、直ちに当施設の介護福祉士として3年以上勤務したときは、貸与金の返還を免除します。
返還項目	1) 卒業後、当施設の職員にならなかったとき 2) 退学若しくは修学を継続する見込みが無くなったとき 3) 学業成績が著しく不良のとき
返還期間	上記の事由が生じたときから5年以内に貸与額を返還していただきます。
猶予	災害、病気その他やむを得ない理由で返済が困難なときは返還を猶予します。

【問い合わせ先】

斜里郡斜里町青葉町38番地

社会福祉法人 斜里福祉会

TEL 0152-23-2552 Fax 0152-23-0467

E-mail : yasuraginosono@rhythm.ocn.ne.jp